



埼玉県報

第 687 号
令和 8 年(2026 年)
1 月 23 日
金曜日

目 次

告示

- 磁気共鳴画像診断装置 (MRI) に関する落札者等の公示 (入札課)
- S P E C T - C T 装置に関する落札者等の公示 (入札課)
- MR ガイド下集束超音波治療器に関する落札者等の公示 (入札課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 (水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 (水環境課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 越谷都市計画公園の事業計画の変更の認可 (公園スタジアム課)
- 県道根岸本町線の供用の開始 (さいたま県土整備事務所)
- 県道狭山ふじみ野線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定 (川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定 (川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定 (川越建築安全センター)
- 選挙管理委員会の招集 (選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

磁気共鳴画像診断装置（MRI） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市西貝塚148-1

3 落札者を決定した日

令和7年11月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社イノメディックス

東京都文京区湯島2丁目16番11号

5 落札金額

189,024,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年9月30日

告 示

埼玉県告示第六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

S P E C T - C T 装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市西貝塚148-1

3 落札者を決定した日

令和7年11月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社栗原医療器械店 群馬県太田市清原町4番地の6

5 落札金額

120,230,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年9月30日

告 示

埼玉県告示第六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

MRガイド下集束超音波治療器 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市西貝塚148-1

3 落札者を決定した日

令和7年11月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社イノメディックス

東京都文京区湯島2丁目16番11号

5 落札金額

295,790,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年9月30日

告 示

埼玉県告示第六十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

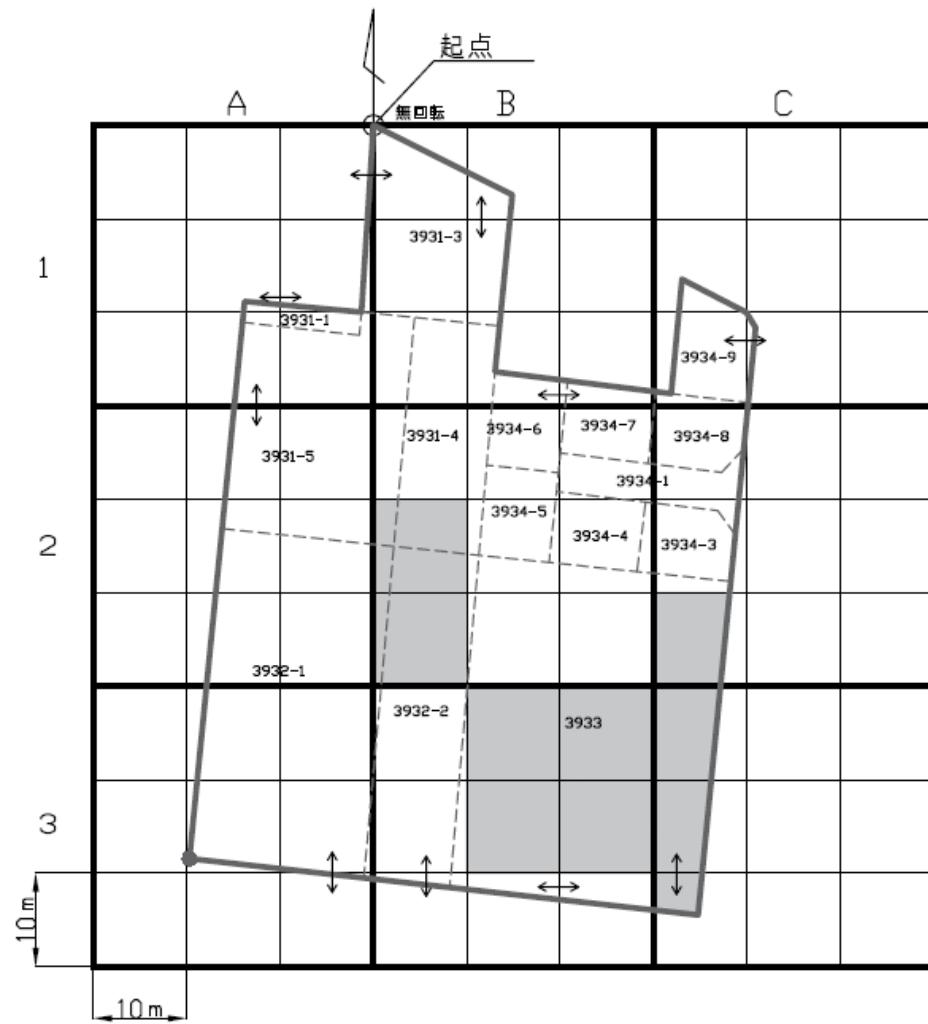
別図のとおり（埼玉県戸田市早瀬一丁目三千九百三十一番四の一部、三千九百三十一番五の一部、三千九百三十二番一の一部、三千九百三十二番二の一部及び三千九百三十三番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



起点
起点は戸田市早瀬一丁目3931番3の最北端とする

■ 形質変更時要届出区域に指定する区画
— 敷地境界
- - - 地番境界

告 示

埼玉県告示第六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県日高市大字梅原字田端三十五番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
セレン及びその化合物

【起点】

起点は日高市大字梅原字田端37番の最北端とする。

【格子の回転角】

7° 00'00"

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと並行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に回転させた角度を示す。

【凡例】

敷地境界



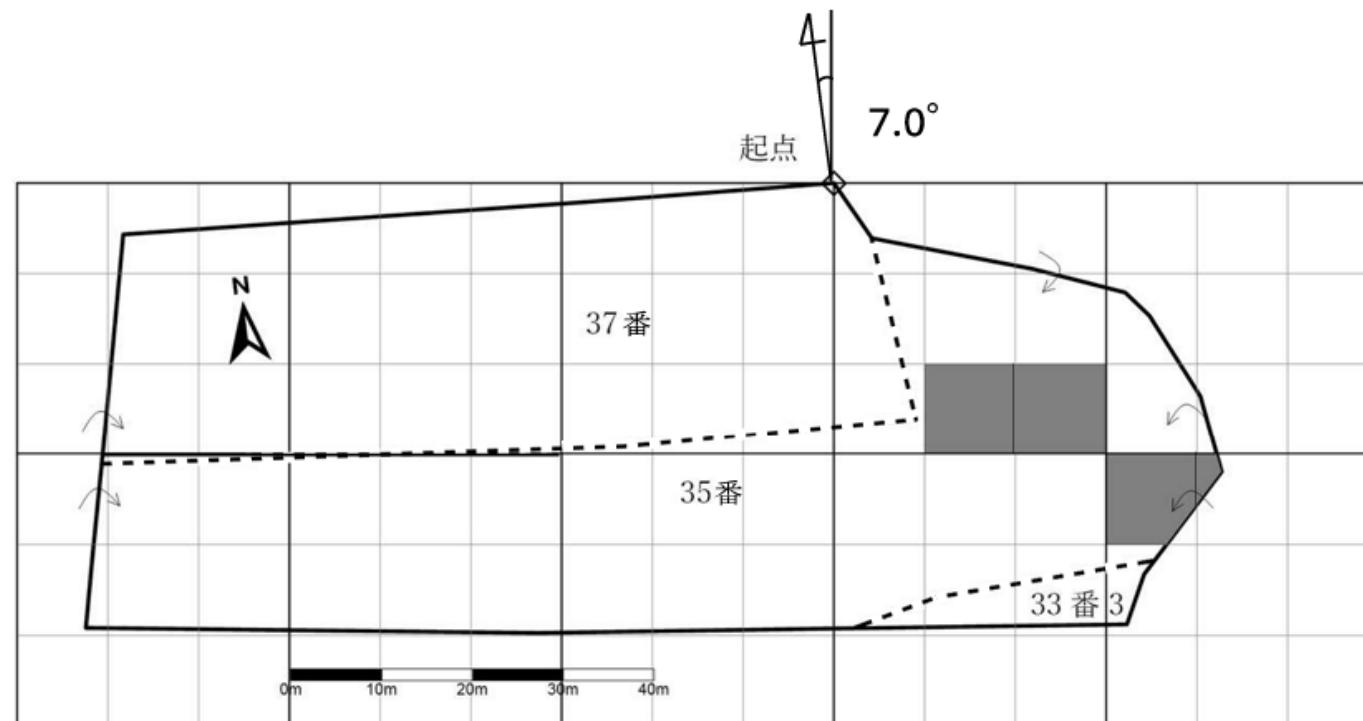
単位区画



地番境界



形質変更時
要届出区域



告 示

埼玉県告示第六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 許可番号
第二〇二三一四一一一二号
- 二 雨水流出し抑制施設の敷地である土地の区域
埼玉県蓮田市大字根金字後塚九百七番外九十六筆
- 三 雨水流出し抑制施設の容量
容量 三千七百八十三・三立方メートル

告 示

埼玉県告示第六十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇一八一四八一三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字北上安松字道上二百八十二番地一外二百六十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万百二十立方メートル

浸透効果量 ○・〇一二〇立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和二年埼玉県告示第千四百五号で告示した越谷都市計画公園事業（越谷市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 事業施行期間

平成二十六年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

令和二年埼玉県告示第千四百五号の事業地のうち
字東田地内の全部を削る

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年一月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落合

誠

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道根岸本町線	川口市本町三丁目 六三番六地先から 同市本町三丁目 二三番一地先まで	令和八年一月二十三日	平成二十二年十二月三日付けさいたま県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二四・一六メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年一月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 木村暢宏

一	道路の種類	県道
二	路線名	狭山ふじみ野線
三	道路の区域	

新	旧	旧新別
		区間
ふじみ野市亀久保字三角一七六 二番一一地先から同市亀久保字 三角一八六八番一地先まで		
八・八九〇 一〇・七九	九・二八 七・四三〇	敷地の幅員 (メートル)
五七一・〇〇		延長 (メートル)
ふじみ野市からの管 理移管による。		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和八年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

指定番号	指定に係る道路の種類	指定の年月日	指定に係る道路の位置	道路の延長(単位メートル)	道路の幅員(単位メートル)
第三号	第一項第四号 第四十二条 建築基準法	令和八年一月十五日	埼玉県飯能市大字岩沢字麦宇田七百六一四から 埼玉県飯能市大字岩沢字宮ノ東四百九十二一四まで	百六十八・〇	四・〇
百五十三・〇	百五十三・〇	六十・〇	埼玉県飯能市大字岩沢字宮ノ東四百九十二一五の 地先から 埼玉県飯能市大字岩沢字宮ノ東四百九十二一五の 地先まで	十一・五	四・〇
四・〇	四・〇	四・〇	埼玉県飯能市大字岩沢字宮ノ西五百三十四一一か ら 埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百七十二まで		

第三号	指定番号		
第一項第四号 建築基準法 第四十二条	指定に係る道路の種類		
五日 令和八年一月十	指定の年月日		
埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百六十八一一から 埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百七十七一一まで	埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百七十一一一から 埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百七十三まで	指定に係る道路の位置	
十一・〇	六十七・〇	百二十四・〇	(単位メートル)道路に係る延長
九・〇	六・〇	六・〇	(単位メートル)道路に係る幅員

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和八年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第四号	指定番号
第一項第四十二条 第一項第四十二条 第一項第四十二条	道路指定に係る種類
五日	指定の年月日
まで	指定に係る道路の位置
埼玉県飯能市大字双柳字六道七百七十九—四から 埼玉県飯能市大字岩沢字三ヶ谷戸三百二十一—三	道路指定に延長する (単位メートル)
二百九十一・〇	道路指定に幅員する (単位メートル)
八・〇	

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

令和八年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一号	指定番号
第一項第五号 第一項第十二条 建築基準法	指定に係る道路の種類
日 令和八年一月十五日	指定の年月日
二十四 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚十五一一、十五一	指定に係る道路の位置
十四・三一	道路の延長（単位メートル）
四・一〇	道路幅員（単位メートル）

告 示

埼玉県選管告示第三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和八年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

日 時	場 所	議 題
令和八年 一月二十七日（火） 午後七時	庁議室	1 衆議院議員総選挙について 2 入間市議会議員一般選挙における当選の効力に関する当選無効裁決取消請求について 3 その他
令和八年 一月二十九日（木） 午前十時	選挙管理委員会室	2 1 衆議院議員総選挙について その他